

○福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程

昭和33年8月1日

福岡県警察本部訓令第12号

改正 昭和35年本部訓令第8号

昭和37年本部訓令第6号

昭和38年本部訓令第3号

昭和38年本部訓令第12号

昭和38年本部訓令第17号

昭和40年本部訓令第1号

昭和41年本部訓令第18号

昭和47年本部訓令第3号

昭和47年本部訓令第7号

昭和49年本部訓令第5号

平成元年本部訓令第1号

平成2年本部訓令第2号

平成5年本部訓令第10号

平成6年本部訓令第29号

平成11年本部訓令第43号

平成13年本部訓令第28号

平成14年本部訓令第16号

平成17年本部訓令第11号

平成18年本部訓令第12号

平成20年本部訓令第21号

平成21年本部訓令第18号

平成21年本部訓令第40号

平成26年本部訓令第33号

令和2年本部訓令第13号

福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程を次のように定める。

福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、職員の懲戒の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（平11本部訓令43・平26本部訓令33・本条一部改正）

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、福岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察職員（特別職の非常勤職員を除く。）をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

3 この訓令において「所属長」とは、警察本部（以下「本部」という。）の部長、暴力団対策部副部長、統括参事官、警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）、課長、警務部監察官室長、部の附置機関の長及び警務部監察官（専任の監察官に限る。以下「監察官」という。）、福岡市警察部の部長、次長及び課長、北九州市警察部の部長、次長及び隊長、警察学校長並びに警察署長をいう。

（昭38本部訓令12・昭38本部訓令17・昭41本部訓令18・昭47本部訓令3・昭49本部訓令5・平13本部訓令28・平14本部訓令16・平18本部訓令12・平21本部訓令18・平21本部訓令40・平26本部訓令33・令2本部訓令13・本条一部改正）

第2章 委員会

（懲戒審査委員会）

第3条 職員の懲戒に関する審査の公正を期するため、本部に福岡県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には警務部長をもって充て、委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員には、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 生活安全部長
- (3) 地域部長
- (4) 刑事部長
- (5) 暴力団対策部長

- (6) 交通部長
- (7) 警備部長
- (8) 福岡市警察部長
- (9) 北九州市警察部長
- (10) 警察学校長
- (11) 首席監察官
- (12) 警務部警務課長

(昭37本部訓令6・昭38本部訓令12・昭38本部訓令17・昭47本部訓令3・昭47本部訓令7・昭49本部訓令5・平2本部訓令2・平5本部訓令10・平6本部訓令29・平13本部訓令28・平21本部訓令40・平26本部訓令33・本条一部改正)

(委員会の書記)

第5条 委員会に若干名の書記を置く。

- 2 書記は、警務部監察官室勤務の監察官付の職にある者をもって充てる。
- 3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(昭40本部訓令1・平13本部訓令28・本条一部改正)

(除斥)

第6条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

第3章 懲戒の取扱い

(規律違反)

第7条 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項各号の1に該当する場合には、これを規律違反とする。

(平26本部訓令33・本条一部改正)

(規律違反の申立て)

第8条 職員は、規律違反があると認めるときは、証拠を添えて書面により、首席監察官を経由の上、本部長に申し立てることができる。

(平13本部訓令28・本条一部改正)

(規律違反の調査)

第8条の2 所属長は、職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、所属長は、首席監察官及び監察官(以下「首席監察官等」という。)と緊密な連携を保持するものとする。

2 首席監察官等は、職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、前項の規定による調査とは別に事実を調査するものとする。

(平13本部訓令28・本条追加)

(職員の責務)

第8条の3 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員（次条に規定する監督者及び第9条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に定める者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は首席監察官

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 首席監察官

(平26本部訓令33・本条追加)

(監督者の責務)

第8条の4 監督する職員に規律違反があると認める監督者（所属長を除く。）は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(平26本部訓令33・本条追加)

(所属長の責務)

第9条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、直ちにその旨を首席監察官に報告しなければならない。この場合において、所属長は、首席監察官等と緊密な連携を保持するものとする。

(昭41本部訓令18・本条一部改正、平13本部訓令28・平26本部訓令33・本条全部改正)

(首席監察官等の責務等)

第10条 首席監察官等は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 首席監察官等は、前項の規定による調査の結果、当該規律違反を懲戒の手續に付する必要があると認めるときは、書面により本部長に申し立てなければならない。

3 首席監察官は、規律違反の調査及び申し立てに関する事務を総括するものとする。

4 首席監察官に事故があるとき又は首席監察官が欠けたときは、あらかじめ本部長の指定する監察官が、その職務を代行する。

(昭41本部訓令18・本条一部改正、平13本部訓令28・本条全部改正、平26本部訓令33・本条一部改正)

(審査の要求)

第11条 本部長は、第8条又は前条第2項の規定による申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分の必要があると認めるときは、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者が第14条第2項ただし書に規定する口頭審査を要求しようとするときには、口頭審査要求書（別記様式）により、直ちにこれを要求しなければならない。

（平13本部訓令28・平26本部訓令33・本条一部改正）

（勤務に関する指示等）

第12条 本部長は、第8条又は第10条第2項の規定による申立てを受けた場合において必要があると認めるとき又は規律違反の事実の調査において必要があると認めるときは、関係職員に対し、調査及び審査の間において必要な期間、勤務に関する必要な指示をし、並びに被申立者の保管する貸与品又は使用期間の満了しない支給品の返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項の指示を解除するときは返納した支給品又は貸与品を支給又は貸与するものとする。

（平13本部訓令28・平26本部訓令33・本条一部改正）

（意に反する免職）

第13条 職員は、規律違反につき申し立てられたときは、本部長の許可を得ないで退職することができない。

2 前項の場合において、当該職員が職務を放棄したと明らかに認められるときは、この訓令に定める審査の手続を省略して懲戒処分として免職することができる。

（平26本部訓令33・本条一部改正）

第4章 委員会の審査

（審査及び審査の条件）

第14条 委員長は、本部長から審査の要求があったときは、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員会が必要と認めたとき又は被申立者が要求し委員会が必要と認めたときは、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

3 委員会は、委員長及び委員を合わせた数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(昭47本部訓令7・平2本部訓令2・平13本部訓令28・平26本部訓令33・本条一部改正)

(口頭審査)

第15条 委員長は、前条第2項ただし書の規定により口頭審査を行うときは、被申立者に対し、速やかに、委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、必要と認めるときは委員会に証人を呼び出し、又は証拠の提出を求めることができる。

(平2本部訓令2・1項一部改正3項全部改正4項5項削除、平26本部訓令33・本条一部改正)

(持ち回り審査)

第16条 委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めたときは持ち回り審査で決定することができる。

2 持ち回りによる審査要件については、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

(平2本部訓令2・2項一部改正)

(委員会の答申)

第17条 委員長は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、本部長に答申しなければならない。

(平26本部訓令33・本条一部改正)

第5章 懲戒処理

(懲戒処分)

第18条 本部長は、委員長から前条の答申を受け、懲戒処分を行うものとする。

(平2本部訓令2・本条全部改正)

(懲戒の手續に係る書面)

第19条 条例第3条に規定する書面の様式は、別に定める。

(平11本部訓令43・本条一部改正、平26本部訓令33・本条全部改正)

(停職者に対する措置)

第20条 停職処分を受けた者に対する支給品又は貸与品の取扱いについては、第12条の規定を準用する。

(本部長訓戒等)

第21条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒を要しないと認めるときは、訓戒その他必要な措置を行うことができる。

(昭47本部訓令7・平13本部訓令28・平26本部訓令33・本条一部改正)

(運用細則)

第22条 この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(平13本部訓令28・本条追加、平26本部訓令33・旧24条を繰上)

付 則

- 1 この規程は、昭和33年8月1日から施行する。
- 2 福岡県警察職員の懲戒に関する規程（昭和29年福岡県警察本部訓令第10号。以下「旧規程」という。）は廃止する。ただし、旧規程に基づく懲戒の手続は、この規程に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和35年6月1日福岡県警察本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に存する改正前の様式等に基づく用紙は、なお当分の間そのまま又は修正して使用することができる。

附 則（昭和37年5月1日福岡県警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和38年2月12日福岡県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和37年10月1日から適用する。

附 則（昭和38年4月5日福岡県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年10月7日福岡県警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和38年10月7日から施行する。

附 則（昭和40年3月4日福岡県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和40年2月20日から適用する。

附 則（昭和41年12月26日福岡県警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日福岡県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月23日福岡県警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日福岡県警察本部訓令第5号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成元年1月10日福岡県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成元年1月10日から施行する。

附 則（平成2年3月1日福岡県警察本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年8月3日福岡県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年11月28日福岡県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日福岡県警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成11年12月27日から施行する。

附 則（平成13年8月24日福岡県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成13年8月24日から施行する。

附 則（平成14年4月11日福岡県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年4月11日から施行する。

附 則（平成17年4月1日福岡県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日福岡県警察本部訓令第12号）抄

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日福岡県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日福岡県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成21年12月25日福岡県警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日福岡県警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日福岡県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。